

岩手県告示第681号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置について次のとおり許可の申請があった。

なお、同条第4項の規定により、当該申請に係る申請書及び当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を平成20年10月3日から同年11月5日まで岩手県環境生活部資源循環推進課及び二戸地方振興局保健福祉環境部に備えておいて縦覧に供する。

平成20年10月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 名称及び住所 株式会社軽米・九戸畜産環境保全 九戸郡九戸村大字長興寺第15地割66番地199

(2) 代表者の氏名 十文字保雄

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所 九戸郡九戸村大字長興寺第15地割字大向66番199、66番157及び66番424

3 産業廃棄物処理施設の種類 産業廃棄物の焼却施設

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 動物のふん尿（鶏ふん）

5 申請年月日 平成20年7月18日